2022年12月1日号

Tax & Legal Newsletter

このニュースレターは、タイの民商法典の修正法（第２３）の重要なポイントを纏めたものになります。当該修正法は、2022年11月8日の官報に掲載され、同日から90日後に施行となります。

|  |
| --- |
| 民商法典修正法（第２３）主要ポイント |
| 施行開始日：2023年2月6日官報出版日：2022年11月8日 |
|  | **従来規定** | **改正後** |
| 発起人の人数（第1097条） | 「3名以上の者が定款に自身の名前を記載し、本法典のその他規定に準拠することにより、発起人となり会社を設立することができる。」 | 「2名以上の者が定款に自身の名前を記載し、本法典のその他規定に準拠することにより、発起人となり会社を設立することができる。」 |
| 定款の有効期限（第1099条） | 「定款は２通以上作成し、各発起人がこれらに署名し、その各署名にはそれぞれ２人の証人が署名する。  作成した定款の１通を登記に使用し、会社所在地となる場所の王国内の登記所に提出する。」 | 「定款は２通以上作成し、各発起人がこれらに署名し、その各署名にはそれぞれ２人の証人が署名する。作成した定款の１通を登記する。定款の登記が受け付けられた日から3年以内に会社の登記が無い場合、当該定款を無効とする。」 |
| デッドロック解決方法について｛第1108条、（１）｝ | 「設立総会の議事は以下の通り：1. 取締役間又は株主間の問題又は未解決の紛争の対処方法に関する規則も含む事が認められる会社規則\*の採用」

\*以下、「付属定款」と言う。 | 「設立総会の議事は以下の通り：（１）付属定款の採用、但し、取締役間又は株主間で解決又は決着を付けられない問題や紛争の解決手続きが規定される事。」 |
| 取締役会へのリモート参加（第1162/1条） | （該当箇所は無し） | 「付属定款で禁止されている場合を除き、取締役会は、いかなる通信技術でも開催する事が認められ、取締役は会場に出席する必要は無い。第1項にある通信技術によって開催される取締役会は、電子会議に関する法律に準拠する事。第1項にある通信を使用した取締役は、取締役会に出席したとみなし、定足数の計算に含まれ、当該会議において投票をする権利も有する。」 |
| 株主総会招集通知方法について（第1175条、第1項） | 「株主総会の招集通知は、総会開催日の少なくとも7日前までに、地方新聞に少なくとも1回公告し、且つ、総会開催日の少なくとも7日前までに株主登録簿に名前が記載されている各株主に返信登録郵便で郵送すべし。ただし、特別決議のための臨時株主総会の招集通知は、会議開催日の少なくとも14日前までに前述の通知方法をもって通知をすべし。」 | 「株主総会の招集通知は、総会開催日の少なくとも7日前までに、株主登録簿に名前が記載されている各株主に、受領確認ができる郵便で、郵送すべし。ただし、会社が無記名株券を発行している場合、株主総会の招集通知は、会議の開催日の少なくとも7日前までに地方新聞に1回公告するか、省規則が規定する手続きに従い、電子メディアで公告すべし。特別決議のための臨時株主総会の招集通知は、会議開催日の少なくとも14日前までに前述の通知方法をもって通知をすべし。」 |
| 定足数（株主総会）（第1178条） | 「会社資本の4分の1以上を代表する株主が出席しない限り、株主総会は何も審議してはならない。」 | 「株主総会において決議を採決するためには、会社の資本の少なくとも4分の１を合計で有する少なくとも2名の株主又はその代理人が参加する必要がある。」 |
| 配当の支払期限（第1201条、第4項） | 「配当の支払いは、株主総会決議、又は取締役会の決議から何れの場合も1カ月以内にすること。」 | 「配当の支払いは株主総会決議、又は取締役会の決議から何れの場合も1カ月以内に完了すること。」 |
| 裁判所が会社を解散することのできる事由｛第1237条、（４）｝ | 「（４）株主数が3名未満に減った場合。」 | 「（４）株主数が1名のみに減った場合。」 |
| 吸収合併（第1238条） | 「特別決議が無い限り、有限会社は、他社と合併は出来ない。」 | 「有限会社は特別決議をもって合併をすることが出来る。以下の何れかの方法で二社以上の会社は合併をすることができる：1. 合併をする会社それぞれが法人格を失う、新会社としての合併。
2. 一社が法人格を存続し、他の合併をする会社が法人格を失う合併。」

（筆者コメント：上記の（１）は従来からある新設合併に当たります。即ち、Ａ社+Ｂ社→Ｃ社。（２）がこの度新しく設けられた吸収合併、即ちＡ社+Ｂ社→Ａ社になります。） |
| 反対株主（第1239/1条） | （該当箇所は無し） | 「特別決議をもって会社の合併が可決されたが株主総会に出席した株主が合併に反対した場合、会社は、当該株主の株式を、合意済みの金額での買い取りを手配すること。又は、その合意が出来ない場合、査定者が定めた金額を適用する。当該株主がその株式の買取りオファーを受領してから14日以内に株式の売却をしなかった場合、会社は合併を進める事ができ、当該株主は合併後の会社の株主となる。査定者の選定は、省令に規定する基準、手続き、及び要件に従う。」 |
| 債権者等への通知（第1240条） | 「会社は、提案に上がっている合併に関する情報、及び、これに反対をする場合、債権者は、通知日から60日以内に異議も申し立てをする必要性を示す通知を地方新聞に少なくとも1回公告し、かつ会社が把握している全債権者に送る。当該期間中に異議申し立て無かった場合、反対はなかったと見なす。異議申し立てがあった場合、要求を満たすか、それに対する担保を提供しない限り、会社は合併を進めてはならない。」 | 「合併の特別決議が採決された場合、当該決議から14日以内に、会社は、合併の決議採決日に会社のリストに載っている債権者に対し、当該決議内容について書面でもって通知をし、そこに、異議申し立て期限は当該通知受領時から1ヶ月以内であることも示す。又、会社は、当該決議についてメジャーな日刊新聞上において、14日以内に公告をする。異議申し立てがあった場合、要求を満たすか、それに対する担保を提供しない限り会社は合併を進めてはならない。」 |
| 株主総会決議事項（第1240/1条） | （該当箇所は無し） | 「第1239条及び1240条の手続き完了後、合併をする各社の取締役は自社の株主総会を招集し、合同で以下の議題を審議すべし。1. 合併後の会社の社名。新たな社名、もしくは合併をする一つの会社名でも良い。
2. 合併後の会社の事業目的。
3. 合併後の会社の資本金額。資本金額は合併された各社の全ての資本金額を下回ってはならない。
4. 合併後の会社の株主への株式の配分。但し第1222条の規定は適用されない。
5. 合併後の会社の基本定款。
6. 合併後の会社の付属定款。
7. 合併後の会社の取締役の選定。
8. 合併後の会社の会計監査人の選定。
9. 合併に必要なその他議題。

当該株主総会は、何れかの会社で最後に合併決議をした日から6ヶ月以内に完了をすること。但し、当該株主総会において当該期間を延長することを決議した場合、当該期間を延長することができるが、通算で1年を超えてはならない。」 |
| 定足数・議長選任・可決方法（第1240/2条） | （該当箇所は無し） | 「第1240/1条に規定する事項を合同審議する会議は合併をする何れかの会社の主たる事業所がある地域、または何れかの会社の主たる事業所に近い県で開催をし、1. 定足数を満たすためには合併した各々の会社の株式数の半分以上を有する株主が参加する必要があり、
2. 会議に参加した株主間で1人を議長に選定し、且つ
3. 上記（1）にある出席をしている株主の過半数の賛成をもって議題は可決することとするが、同出席者がその他の方法に合意した場合その限りでは無いものとする。」
 |
| 合併の登記義務等（第1241条） | 「合併があった場合、合併をした各社は、その旨を14日以内に登記をすべし。又、合併により新設された有限会社は新会社として登記をすべし。」 | 「合併された会社の取締役会は、第1240/1条で規定する株主総会で採択された基本定款、及び付属定款を登記官に提出すると同時に、合併の登記の申請を、第1240/1条に規定する株主総会終了後14日以内にすべし。」 |
| 会社登記簿への特別記載（第1242条） | 「新会社の資本金は、合併された各社の資本金の合計でなければならない。」 | 「登記官が合併の登記を受領する際、登記官は以下の注記を登記簿に記載すべし。1. 新会社として合併する場合\*、合併された旧会社は法人格を失ったこと。
2. 一社が法人格を存続する合併\*\*の場合、その他の会社は法人格を失ったこと。」

筆者コメント＊新設合併を指す。すなわち（Ａ社+Ｂ社→Ｃ社）の場合。\*\*吸収合併を指す。（Ａ社+Ｂ社→Ａ社）又は（Ａ社+Ｂ社→B社）の場合。 |
| 旧会社の債権債務の取り扱い（第1243条） | 「新会社は、合併された会社の権利及び債務を引き継ぐ。」 | 「合併された会社は、合併された旧会社が有していた全資産、債務、権利、義務、及び責任を引き継ぐ。」 |
| その他修正条文 | 第1017条第1020/1条第1128条第1158条第1237条、（５）第1239条第1240/3条第1246/1条  |  |

（以上）